

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国における 部分意匠、関連意匠、組物の意匠

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国の中、部分意匠制度、関連意匠制度、組物の意匠制度の全て又はいずれかの制度を有していると思われる国は以下の 19 か国であった。

部分意匠制度を有している国は 17 か国で比較的多かったが、関連意匠制度及び組物の意匠制度を有している国は少なく、それぞれ 1 か国、7 か国であった。

【表1:ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国における特殊な意匠制度】

国名	実体審査	部分意匠 制度	関連意匠 制度	組物の意 匠制度
シンガポール	×	○	×	○
エストニア	×	×	○	○
ハンガリー	○	○	×	○
ブルガリア	×	○	×	○
ポーランド	×	○	×	○
スイス	×	○	×	×
スペイン	×	○	×	×
デンマーク	△ 出願人からの申請による審査。ただし、これにより拒絶出来ない。	○	×	×
ドイツ	×	○	×	×
ノルウェー	△ 出願人からの申請による審査。ただし、これにより拒絶出来ない。	○	×	×
フィンランド	○	○	×	×
フランス	×	○	×	×
トルコ	×	○	×	×
クロアチア	×	○	×	×
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○	×	不明
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	不明	不明
エジプト	×	○	×	×
欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	×	○	×	×
ボツワナ	×	×	×	○
ガーナ	×	×	×	○
アイスランド	△ 出願人からの申請により、補足審査を行う。	×	×	×

アゼルバイジャン	○	×	×	×
アルメニア	○	×	×	×
キルギス	○	×	×	×
スロベニア	○	×	×	×
セルビア	○	×	×	×
タジキスタン	○	×	×	×
ナミビア	○	×	×	×
モルドバ	○	×	×	×
モンゴル	○	不明	不明	不明
グルジア	○	不明	不明	不明
ラトビア	×	×	×	×
リトアニア	×	×	×	×
リヒテンシュタイン	×	×	×	×
ルーマニア	×	×	×	×
モナコ	×	×	×	×
チュニジア	×	×	×	×
アルバニア	×	不明	×	×
アフリカ知的所有権機関(OA PI)	×	×	×	不明
サントメ・プリンシペ	×	不明	不明	不明
オマーン	×	不明	不明	不明
ウクライナ	×	不明	不明	不明
モンテネグロ	×	不明	不明	不明
シリア	×	不明	不明	不明
ルワンダ	×	不明	不明	不明